

第2章

地球温暖化対策実行計画の基本的事項

第2章 地球温暖化対策実行計画の基本的事項

2-1 計画の目的

本計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出削減に向け、市、市民、事業者、民間団体（市民及び事業者の組織する民間団体をいう。以下同じ。）及び滞在者の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2-2 計画改定の趣旨

本市では、「パリ協定」の目標実現に向けた国の計画として、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画*」が閣議決定されたことなどを踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」及び「川越市地球温暖化対策条例」に基づく計画として、2018年（平成30年）3月に第三次計画を策定し、目標年度を2030年度（令和12年度）に掲げ、温室効果ガス排出量の削減に向けた市民・事業者・民間団体・行政等の各種取組を進めてきました。

2020年（令和2年）にパリ協定の本格運用が開始され、同年10月に菅内閣総理大臣が、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2021年（令和3年）10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスを2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%削減することを目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されました。

本市においても、2021年（令和3年）5月に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者・民間団体・行政が一体となって取組を進めることとしました。

本計画は、これまでの計画からの継続性を保ちつつ、「パリ協定」や国の「地球温暖化対策計画」、本市の「小江戸かわごえ脱炭素宣言」の新たな基準等を踏まえ、新たな地球温暖化対策を推進するため、第三次計画の計画期間中に改定を行うものです。

2-3 計画の基本的考え方

(1) 中長期的な温室効果ガス排出量の削減

本市としての中長期的な目標を掲げ、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、国、県等における目標期間及び削減量等についても考慮します。

(2) 市域特性（自然的・社会的特性、温室効果ガス排出特性等）を踏まえた対策の実施

本市における自然的・社会的特性や温室効果ガスの排出特性等に照らした対策を実施し、効果的な削減を図ります。また、第二次計画において選定した「重点プロジェクト」を引き継ぐとともに、更なる取組の強化を図ります。

(3) あらゆる主体と連携した地域ぐるみの対策の推進

地球温暖化対策は、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者それぞれが主体であるという認識のもと、果たすべき役割や具体的な取組メニューを提示し、実践につなげます。また、市民、事業者、民間団体及び行政のパートナーシップにより、あらゆる主体の関わりのもとで計画を推進していきます。

(4) 取組の成果が反映される評価

2011年（平成23年）の東日本大震災をきっかけに火力発電由来の電力量が増加し（原子力発電所の停止が原因）、二酸化炭素排出係数（電気の供給1kWhあたりの二酸化炭素排出量を示す数値）が増加しました。二酸化炭素排出係数の増加により、二酸化炭素排出量は、エネルギー消費量が減少した場合でも増加することがあり、取組の成果が分かりにくい状況になっています。このため、温室効果ガスの削減目標に加えて、取組の成果が直接的に反映されるような行動（アクション）レベルでの目標を設定・充実させ、温室効果ガスの着実な削減につなげるとともに、計画の点検・評価を行います。

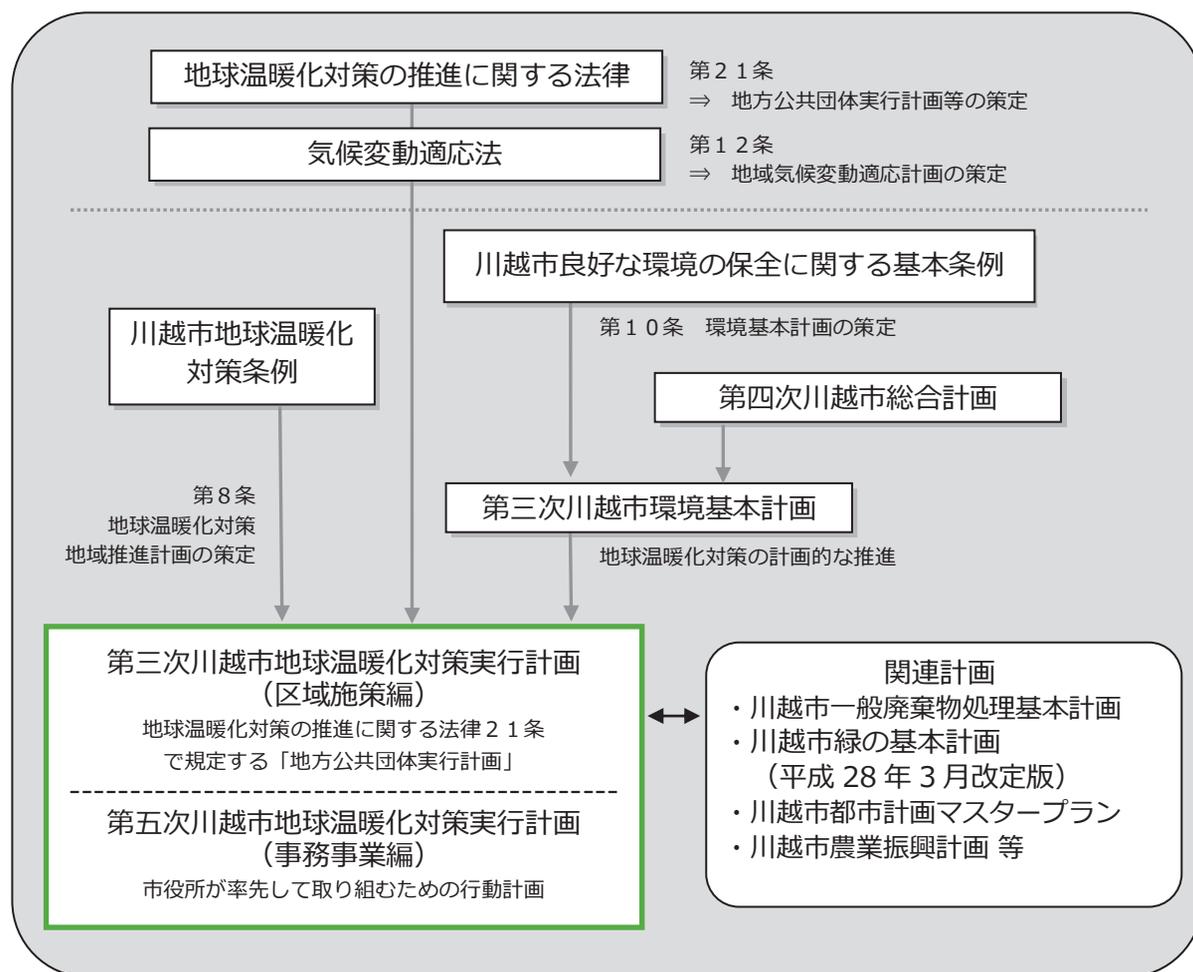
2-4 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

- 1) 地球温暖化対策の推進に関する法律*第 21 条で規定する「地方公共団体実行計画」
- 2) 「川越市地球温暖化対策条例」の第 8 条で策定が位置づけられた「地球温暖化対策地域推進計画」
- 3) 「第三次川越市環境基本計画」における大施策の一つ「地球温暖化対策の推進」で示される施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画
- 4) 気候変動適応法*第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」

なお、市役所が行う事務・事業に関して、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組む、「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、本計画で定める市民や事業者等の主体別行動計画の市役所編にあたります。

図 14 計画の位置づけ、相互の関連性



2-5 対象とする温室効果ガス

表3 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	地球温暖化係数*	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	1	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により主に排出される。排出量が多いため、対象とされる温室効果ガスの中では温室効果への影響が最も大きい。また、非エネルギー起源である廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
メタン (CH ₄)	25	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。	
*代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12~14,800	冷蔵庫やエアコン、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
	パーフルオロカーボン (PFC)	7,390~17,340	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス等で使用され、排出される。

2-6 計画の基準年度

本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」の基準年度に合わせて、2013年度（平成25年度）とします。

2-7 計画の期間

計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2030年度（令和12年度）までとし、長期目標を2050年度（令和32年度）に設定し、取り組んでいくものとします。

2-8 計画の対象地域

本計画の対象地域は、川越市域全体とします。

したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。
